

運輸安全委員会 入札監視委員会 令和6年度 定例会議 審議概要

開催日及び場所	書面開催	
委員	委員長	渡辺 務 (弁護士)
	委員	牛嶋 仁 (中央大学法学部教授)
	委員	重田 麻紀子 (青山学院大学大学院 会計プロフェッション研究科教授)
審議対象期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日	
審議案件	4件	
一般競争入札	4件	1. 令和5年度 既存情報資源に係るヒューマンファクター分類及び当該分類結果の一覧表作成に係る業務請負
		2. 執務室内レイアウト変更作業の請負
		3. デジタル一眼カメラ搭載事故調査用ドローン一式他一点の購入
		4. 委員出退勤表示システムの購入
委員からの意見・質問、それらに対する回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

1. 令和5年度 既存情報資源に係るヒューマンファクター分類及び当該分類結果の一覧表作成に係る業務請負

質問	回答
専門性を要する作業であるか。	専門性を要する作業となります。 航空・鉄道・船舶モードにおける事故及び重大インシデント(以下「事故等」という)に係る調査報告書から、事故等の原因及び関与要因に内在するヒューマンファクターに該当する記述を抽出の上、ヒューマンエラーに係るカテゴリー基準とM-SHELL分析手法に基づく分類作業が必要となるため、上記の事業者モードそれぞれに係る運行態様やリスク・ヒューマンエラー分析に係る専門的な知見を踏まえた業務実績が要されます。
相当の専門性が要求される業務について、仕様書記載の要件に加えて、「十分な経験と実績が求められること」が審査において価格以外に考慮されているか。考慮されているとすれば、その基準や考慮の内容について伺う。考慮されていないとすれば、仕様書要件は、応募者の主観的判断で足りるという理解か。	本件請負業務はヒューマンファクター及びそのエラー分析に係る専門的知見及び経験(学術的知見や事業運用上で培われた知見に基づく実務経験など)に依るところが大きく、事前のリスクヘッジとして、入札公告に係る書類と一体不可分である仕様書に能力条件を設け、申請者については事前に受注実績の確認や電話ヒアリング等による技量・経験の精査を行っております。
これまでこのような作業は無かったのか。	上記にも記載のように、今般の請負業務については、令和4年度に実施した同種の業務を継承する形で実施したものです。当該経緯としては、令和3年度から4年度に掛けて、これまでに公表した事故等調査報告書を当委員会が蓄積された既存資源と見なし、社会的に当該資源をどのように有効的な還元を図り得るかにつき、請負事業者を通じた調査を行った結果に基づいており、まず、事故等調査報告書からヒューマンファクター要因を抽出・分類の上、そのデータ化と対外的な情報発信に資する旨の提言を踏まえ、これを満たすことを目的に、今般の作業を実施したものです。ちなみに、令和4年度に請負業者を通じた試行的な分類作業を実施しており、次いで、令和5年度にさらなるデータ化の進捗を図るために今般の請負業務に係る作業を実施したものです。
業者3の入札金額が、予定価格や他業者の入札金額と比べてかなり高額であるが、両者の差は人件費の見積もりの相違に由来するのか。	業者3の入札金額が相対的に高額となった事由については、参考見積取得の段階でも見受けられたことながら、各業者での専門性を有する人材の確保(業務への貼り付けの可否など)如何で作業工程が増加すること、さらに、人件費単価にかなりのバラツキがあるため、相対的に高額になったものと思われれます。
業者3の業者との金額差が大きいが、作業内容自体への影響はないのか。	上記にも関連しますが、各業者のマッパワーや繁忙性などによって、作業単価が異なる事情が大きく、そのような作業単価や総額の相違によって、履行期間の厳守を含む作業内容(特に成果物)に影響を生じることはありません。実際に、業者3以外の落札業者において、当方が要求する基準を満たした成果物が期日通りに納品されております。

2. 執務室内レイアウト変更作業の請負

質問	回答
<p>職員増の見込みはいつ明らかになったのか。 特殊な作業が含まれていない業務内容であるが、結果として2者のみによる応札となったことについて考えられる要因はなにか。入札日程に年末年始の時期が含まれていたことは影響したか。</p>	<p>職員増の見込みについては、9月末頃から徐々に判明し、そこから増員を踏まえたレイアウト案の調整に2か月程度を要しました。仕様において入札業者を制限することはしておらず、2社応札となった原因については関知しておりません。 なお、本件に関する年末年始の入札日程に関する影響については、年末年始の休業等の影響を考慮したうえで、十分な応札機会が確保できるよう公告期間を25日間確保する取組を実施し、可能な限り応札機会の確保に努めております。</p>
<p>廃棄品の使用年数は。 履行期限内の納品不可物品について、契約金額の減額処理のみの対応をされているが、貴会の業務への支障はなかったのか。その後、補充措置ができたのか。</p>	<p>廃棄品については、そのほとんどが平成15年度に購入したもので、調達から20年程度が経過し、現在では修理等が不可能となっていたものです。 一時的に職員が2画面同時に閲覧しながら作業することができずでしたが、納品不可物品がディスプレイアームであり、1画面は使用できたため、影響は最小限だったと考えます。ディスプレイアームは、翌年度の早い段階で別の業者に発注し、補充措置を行っております。</p>
<p>「仕様書通りの履行が不可能」ということだが、①「業者として出来ない」ということなのか、それともそもそも②「そのような履行は業者如何にかかわらず出来ない」ということなのか、いずれなのか。</p>	<p>受注者からは、受注後、メーカーにて在庫がないことが判明したため納品が不可能と説明を受けており、その後メーカーにも同内容の確認が取れたことから、業者如何に関わらず納品ができない状況だったと考えられます。</p>
<p>上記①の場合、業者を変える必要性はないのか。</p>	<p>メーカー側に在庫があれば業者の変更も検討しますが、今回は業者如何に関わらず納品ができない状況だったと考えられるため、業者を変えても状況は変わらないものと思われれます。</p>
<p>上記②の場合、どうすることになるのか。</p>	<p>確実な履行を担保するため、仕様書記載品以外の製品となる場合にはあらかじめ監督職員の下承を得ることとしており、契約後初回打合せでも受注者に納品可否を確認しておりました。その時点で報告を受けていた場合は、代替品での措置も考えられた可能性がありますが、受注者からの申告が履行期限直前だったこと、違うメーカーのディスプレイアームを発注した場合、正規品ではないため、既に準備されたデスク側接続部に結合できない可能性が考えられたことから、同商品の納品を取りやめることといたしました。</p>
<p>契約変更を行った事業者は、後の審査において不利に取り扱われることがあるか。</p>	<p>変更契約を行ったことのみを理由として不利に扱われることはございません。</p>

3. デジタル一眼カメラ搭載事故調査用ドローン一式他一点の購入

質問	回答
<p>辞退者発生により、応札が1者のみとなったことについて考えられる理由はなにか。また、辞退した事業者がいるが、理由は把握しているか。</p>	<p>本調達では、事故調査の特殊性からデジタル一眼カメラの搭載を求めており、結果的に対象機種が限られ、納入可能な事業者が少なかったためと考えられます。</p> <p>なお、応札辞退者へはヒアリングを実施しており、今回の辞退者については、入札参加申請をしたものの、仕様指定の物品の一部が業者都合により納入できない見込みとなったことから辞退されたことを確認しております。</p>
<p>物品の使用耐用年数は。メーカーによる定期点検が行われるのか。</p>	<p>耐用年数省令別表第一の「器具及び備品」の「4 光学機器及び写真製作機器」に掲げる「カメラ」に該当し、その耐用年数は5年となります。</p> <p>また、本機は飛行回数250回または飛行時間200時間ごとのメーカー定期点検が必要です。</p>
<p>参加事業者数が少ない要因はなにか。ドローン等比較的新しい事案であることが影響しているか。</p>	<p>ドローンは新しい事案で、かつ専門性も有するので取り扱い業者は多くはありません。特にこの調達では、事故調査の特殊性からデジタル一眼カメラの搭載を求めており、結果的に対象機種が限られたことが、参加事業者が少ない理由になったと考えられます。</p>
<p>今の時代、事故調査をする立場からすると、このような機器は必要ということか。</p>	<p>今般、測量などあらゆる分野でドローンが活用されているように、事故調査においても有効な手法となっております。ドローンを用いた事故現場の3Dモデル化による広範囲で詳細な測量の実現や、立入りが困難な場所の写真/動画撮影が、事故現場の状況把握に果たす役割は大きくなっています。</p>

4. 委員出退勤表示システムの購入

質問	回答
<p>入札参加事業者の等級区分を拡大するも、入札数が増えないのみならず、応札が本来の等級区分1者のみの参加となっている。これについて、考えられる要因は何か。また、運輸安全委員会として締切までの期間を長くするなど、参加事業者数を拡大させるその他の改善策を考えているか。</p>	<p>応札が1社のみとなった理由として、契約期間が短かったことが考えられますが、その理由として、仕様書を作成するにあたり、システムを導入する際にこういった要件や手続きが必要かを、本省の情報システム部門と確認調整をするのに時間を要したため、当事案の入札公告が年明けとなってしまったことが挙げられます。</p> <p>応札機会の拡大のためには、ご指摘のとおり情報提供機会の拡充や、十分な事業者検討時間の確保等は必要不可欠であり、市場動向なども踏まえ、今後も可能な限り早期の発注を行うとともに、受注機会の拡大に努めて参りたいと思います。</p>
<p>委員の出退勤状況を各職員のPC及び大型モニターで閲覧する必要性について伺う。 また、次年度以降の保守費は契約に含まれていないとの理解でよいか。</p>	<p>事務局職員が、委員に業務の相談・報告等をする際に、委員の出退勤状況を確認するには、自席からではわからないため、見えるところまで行かなければならず、無駄な時間を要してしまうことから、席を立たなくても委員の出退勤状況を把握できるようにする必要がありました。</p> <p>なお、次年度以降の保守費は契約に含まれておりません。</p>
<p>何故、今この段階で購入ということになったか。</p>	<p>霞ヶ関に事務所があった時は同様のシステムがあったものの、国土交通本省から完全に切り離されたため、移転後に同様のシステムについて要望がありましたが、当年度において、システムを構築するための予算を確保できたため、この段階での購入となりました。</p>
<p>これまでは、どのように対処してきたのか。</p>	<p>これまでは、壁にマグネットを貼って、委員自身がそのマグネットを移動させることで出退勤状況を表示していました。事務局職員はその壁に貼られたマグネットの位置を確認して出退勤状況を把握していました。</p> <p>表示箇所が1か所であるため、確認のために離席する必要があるため、無駄な時間を要していました。</p>